

議案第20号

三田市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

三田市公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市公告式条例の一部を改正する条例

三田市公告式条例（昭和31年三田町条例第12号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、三田市役所前掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p> <p>(その他の規程の公表)</p> <p>第6条 第4条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p> | <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>市ホームページに設置した掲示場に掲示すること(公布する事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。))を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。)</u>により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別な事由があるときは、三田市役所前掲示場に掲示してこれを行うことができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入しなければならない。</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、規則にこれを準用する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 前条の規定は、市長が定める規程で公表を要するものについて準用する。</p> <p>(その他の規程の公表)</p> <p>第6条 第3条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関の名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</p> <p>(告示及び公告の公示)</p> <p>第7条 第2条第2項の規定は、市長及び市の機関の行う告示及び公告に準用する。</p> |

第7条 省略

第8条 省略

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。